

議第9号

令和8年度京都市土地取得特別会計予算

令和8年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,803,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

令和8年2月16日提出

京都市长 松井孝治

2 土地取得

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 29,341
	1 使用料	29,341
2 財産収入		1,331,658
	1 財産運用収入	34,004
	2 財産売払収入	1,297,654
3 繰入金		52,000
	1 一般会計繰入金	52,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		2,390,000
	1 市債	2,390,000
歳入合計		3,803,000

歳 出

款	項	金額
1 土地先行取得費		3,803,000
	1 土地先行取得費	2,399,000
	2 公債費	1,071,707
	3 繰出金	332,293
歳出合計		3,803,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	300,000

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 2,390,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。